

平成24年 壱岐市議会定例会 9月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成24年9月18日 午前10時00分開議

日程第1	報告第10号	平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第2	報告第11号	平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第3	報告第12号	平成23年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済み
日程第4	報告第13号	平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について	質疑なし、報告済み
日程第5	報告第14号	平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、報告済み
日程第6	議案第67号	平成23年度壱岐市病院事業会計(かたばる病院事業会計)未処分利益剰余金の処分について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第7	議案第68号	平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑なし、委員会付託省略 本会議・可決
日程第8	議案第69号	壱岐市防災会議条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第9	議案第70号	壱岐市災害対策本部条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第71号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第11	議案第72号	壱岐市国民宿舎条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第12	議案第73号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第13	議案第74号	公の施設の指定管理者の指定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第75号	武生水C辺地(変更)、渡良B辺地(変更)、初山B辺地、東可須辺地(変更)、立石辺地(変更)及び石田辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第76号	平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	予算特別委員会付託
日程第16	議案第77号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第78号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 厚生常任委員会付託

日程第18	議案第79号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第80号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第81号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	認定第1号	平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会付託
日程第22	認定第2号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第23	認定第3号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	認定第4号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第25	認定第5号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	認定第6号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第7号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第28	認定第8号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第29	認定第9号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第30	認定第10号	平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第31	認定第11号	平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第32	陳情第3号	「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情	産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第82号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について	産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	小金丸益明君	7番	町田正一君
8番	今西菊乃君	9番	市山和幸君

10番 田原 輝男君	11番 豊坂 敏文君
12番 中村出征雄君	13番 鵜瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員（1名）

6番 深見 義輝君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、御報告をいたします。

吉岐新聞から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可をいたしておりますので、御了承願います。

深見義輝議員から、欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。御報告いたします。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付をいたしております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

このたびの台風16号に関する本市の対応状況等について御報告を申し上げます。

このたびの台風16号は、中心気圧が900ヘクトパスカルに達し、猛烈な勢力を保ちながら、北上しておりましたので、大変憂慮いたしておりました。

このため、市といたしましては、暴風警報発令前に警戒態勢を整えまして、警報発令と同時に警戒配備体制をとったところでございます。最大で117名の職員が夜を徹して警戒に当たったところでございます。

また、消防団につきましても、総勢202名の団員の皆様に警備や土のう積み等行っていただき、さらに壱岐市地域防災協力部会におきましては、土のうの準備等を行っていただいたところでございまして、このように関係機関と連携を図りながら、災害等に備えてまいりました。

また、市民の皆様にも防災情報の放送をはじめ、壱岐市ケーブルテレビによる自主避難場所のお知らせ、高潮への注意喚起等行ったところであります。

こうした周知の一つの効果といたしまして、自主避難をされた方が、市内、自主避難施設7施設を指定しておったわけでございますけど、このうちの5施設に最大で、50世帯、76名の方が自主避難をされたところでございます。

今回、壱岐市ケーブルテレビを活用し、防災情報等市民の皆様への周知を図ることができましたことは、危機管理体制の新しい力であったと認識しております。

今後も、災害対策に壱岐市ケーブルテレビを活用してまいりますので、市民の皆様にはぜひ防災に御利用いただきますとともに、御意見等賜れば幸いです。

なお、今回の台風16号による被害につきましては、現在集計中ではありますが、現時点では、大きな被害等の発生は確認しておりません。中でも大変心配しておりました光ケーブルの断線につきましては、自宅引き込み線が木の枝の接触等により4カ所いわゆる4戸でございますけれども、切断されたと報告を受けておりますけれども、これらにつきましては、すぐに仮の接続がなされていると聞いております。

今後も防災対策については、万全を期してまいりますので、市民の皆様におかれましては、今後も日ごろの災害への備え等お願いを申し上げます。

本日は追加議案として、契約案件1件の議案を提出させていただくことといたしております。御

審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1．報告第10号～日程第5．報告第14号

議長（市山 繁君） 日程第1、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから、日程第5、報告第14号平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第10号平成23年度財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第10号に対する質疑を終わります。

次に、報告第11号平成23年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第11号に対する質疑を終わります。

次に、報告第12号平成23年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第12号に対する質疑を終わります。

次に、報告第13号平成23年度財団法人壱岐市開発公社事業会計収支決算の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第13号に対する質疑を終わります。

次に、報告第14号平成23年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで報告第14号に対する質疑を終わります。

以上で、5件の報告を終わります。

日程第6．議案第67号～日程第7．議案第68号

議長（市山 繁君） 次に日程第6、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び日程第7、議案第68号平成23年度壱

岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2件を議題といたします。これから質疑を行います。

初めに、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第67号の質疑を終わります。

次に、議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について及び議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから、議案第67号について採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第67号平成23年度壱岐市病院事業会計（かたばる病院事業会計）未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成23年度壱岐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから、議案第68号について採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第68号平成23年度吉崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第69号～日程第14．議案第75号

議長（市山 繁君） 次に日程第8、議案第69号吉崎市防災会議条例の一部改正についてから、日程第14、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定についてまで7件を議題し、これから質疑を行います。

初めに、議案第69号吉崎市防災会議条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 議案第69号は、今回、災害対策基本法の一部改正に伴う改正になっております。現行条例の第2条の2で、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを削除するようになっております。その削除をして今回第2条の2に、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することと、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる事が追加をされております。

今回この第2条（2）の2項について、情報収集の部分を削除するという事は、今回この防災会議とこの後の条例であります。災害対策本部との役割の区別をするために削除するものかという点が1点と、もう一つは、今回防災会議条例の第3条の第2項で会長は市長をもって充てるというふうになっております。その中で、先ほども言いましたとおり、今回の条例改正には、市長の諮問について審議をしたり、意見を述べる事ができるようになっておりますが、防災会議の会長は市長でありながら、市長がまたその会議に諮問されるという部分について問題はないのかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の御質問にお答えしますが、本日の質疑につきましては、担当部長、担当課長にさせますので、よろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） ただいまの議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正についての御質問でございますが、改正前の災害対策基本法では、防災会議の所掌事務として地域防災計画の作成及びその実務の推進等のほか、災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること及び非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成しかつその推進することが所掌事務としてされているところでございます。

これに対しまして、災害発生時、特に災害応急対策の段階では防災会議で災害に関する情報の収集を行うことよりも災害対策本部において、一元的に情報収集等を行うことが効果的だということから、このたびの災害対策基本法の改正で防災会議と対策本部の所掌事務について見直し、その役割が明確化されたものであります。

よって、鶴瀬議員のおっしゃるとおり、災害に関する情報収集については、災害対策本部が行うこととするため、防災会議条例から削除いたしておるところでございます。

一方、防災会議条例には防災に関する重要事項の審議について、所掌事務として規定されておりましたが、防災会議を防災に関する諮問的機関として機能を強化する観点から災害対策基本法第14条の第2項では、都道府県防災会議の所掌事務に都道府県知事の諮問に応じ、都道府県防災会議において防災に関する重要事項の審議が追加されております。

ちなみに、長崎県防災会議の会長は、長崎県知事でありまして、これらの改正趣旨を踏まえ、壱岐市の防災会議条例も同様に改正を行ったところであります。

よって、後段の質疑の防災会議の会長は、市長でありながら市長の諮問について審議したり、意見を述べることに問題はないのかということではありますが、都道府県防災会議も同様の取り扱いでありまして、県からも災害対策基本法の改正の趣旨にのっとり、その点は問題ないという見解をいただいているというところでございます。

根拠法例といたしまして、市町村防災会議は地方自治法第138条第4項第3項に規定する市町村の附属機関となっておりますが、単なる調査を行う諮問機関ではなく、防災会議の作成及びその実施推進等の実施機関としての性格も有している。執行機関の長が、当該附属機関の長または委員となることは、いずれの中で差支えないとされているところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。質疑がありませんので、これで議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号壱岐市災害対策本部条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号壱岐市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号壱岐市国民宿舎条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号壱岐市火災予防条例の一部改正について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、議案第73号は、壱岐市火災予防条例の一部改正ということですが、主に、電気自動車用の急速充電設備の追加というふうになっております。現在、この急速充電設備については、経過措置もあるようですが、市内に充電設備はどのくらい設置されているのか、また、この条例が平成24年12月1日に施行するわけですが、そうした場合には、それ以降については、この急速充電設備について届け出が必要なのか、またこれを設置されるメーカーは、当然、十分その取扱いについては把握をされてるだろうと思いますが、その点について十分な指導というか、できているのかどうかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 小川消防長。

消防長（小川 聖治君） 13番、鵜瀬議員の質問にお答えをいたします。

現在、市内には電気自動車の急速充電設備は設置されておりません。市内には、電気自動車が約10台あるとお聞きしております。皆様、自宅と会社もありますが、自宅等で普通充電をされております。届け出については、急速充電設備の容量50キロワットを超える設備が届け出対象に該当し、届け出の必要があります。

今のところ、メーカーにお聞きしますと、50キロを超える設備はないというようなこともちょっとお聞きはいたしておりますが、50キロを超える場合には届け出を出していただくようにいたしております。

メーカーなどの取扱店への周知は、今のところ、大きな大変申し訳ございませんが、電気自動車の販売店等の一部は行ってありますが、全自動車会社等にはまだ周知はいたしておりませんので、これから行う予定にいたしております。

以上です。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。
榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 通告はしておりませんが、4点ほどお尋ねいたします。

この施設は、今までどのように管理されていたのか。管理委託されていたのかが1点です。2点目ですが、今回指定管理者の指定について、どのような経緯によって決定されたのか。3点目、本市にこの指定管理者選定委員会が設定されていると思いますが、その構成はどのようになっているのか。4点目、この指定は公募なのか、非公募なのか、非公募であると思いますが、非公募になった理由をこの4点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 公の施設の指定管理者の指定について榊原議員さんの御質問にお答えいたします。

これまで、この芦辺浦住民集会所につきましては、商工会に委託をしてきたところでございます。現在、商工会につきましては、既に郷ノ浦のほうに集約になっておるところでございますけれども、以前は各町にそれぞれ事務所がございまして、その中で人員も配置されておりました関係から商工会のほうに管理を委託してきたところでございます。

その後、平成24年度から集約になりまして、週3回10時から4時までしか商工会のほうに駐在されないということになりましたものですから、今回指定管理という形で6月の議会の中でも条例のほうについて、すみません、2月定例会において、お願いをしたところでございます。

選定委員会でございますが、部長等会で委員会を構成をいたしまして、それぞれの施設の指定管理について協議をしているところでございます。

それから、非公募の理由といたしましては、本施設は芦辺浦に位置しておりまして、地域の利便性の向上を目的として、地域住民の集会所また商工会の諸活動に使用するというところで建設をされておるところでございます。

施設を管理する上では、管理者をまず芦辺浦の組織の中から選定をしたいということでやっておるわけでございますけれども、施設利用の場合に鍵あけ等についても近隣の芦辺浦地区がいいということで、また、本施設の経営状況、赤字状況等も加味いたしまして、大幅な黒字はなかなか見込めないということで、一般公募には属さないんじゃないかということもございまして、やっぱり芦辺浦の中でしたらどうかということを検討いたしましたところでございます。

そして芦辺浦の浦会も考えられたわけでございますけれども、浦会は役員が1年1年交代され
るということで、非公募といたしましては3年契約を基準としてやってるわけでございますけれ
ども、それで受け入れは困難だということもございまして、商業組合とお話をいたしまして、今
回非公募としてやらしていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 3番目の指定管理公募者選定委員会は、部長2人と今お話しさ
れたですかね。部長二人。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 部長会で。

議員（14番 榊原 伸君） 分かりました。終わります。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地
（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定について質疑を
行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第75号の質疑を終わります。

日程第15．議案第76号

議長（市山 繁君） 次に日程第15、議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算
（第4号）についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにし
ておりますので質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第16．議案第77号～日程第20．議案第81号

議長（市山 繁君） 次に日程第16、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特
別会計補正予算（第1号）から、日程第20、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特
別会計補正予算（第1号）までの5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 77 号の質疑を終わります。

次に、議案第 78 号平成 24 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。1 番、久保田恒憲議員。

議員（1 番 久保田恒憲君） ページ数でいきますと、10 ページ。地域支援事業の中で、3 款 2 項包括的支援事業 1 3 節見守り調査訪問の、この訪問はどのような形で具体的になさるのか。委託ってなっておりますので、委託方法、委託先なども尋ねたいと思っております。

現在、高齢化社会を迎えて、高齢者の独居老人の孤独死等が社会問題となっております。その中でこのような事業の重要性は非常にわかりますのでもう少し具体的に説明をしていただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。議員が今言われましたように、近年、マスコミ等で独居高齢者の孤独死が社会問題となっております。壱岐市におきましても、高齢化が進み、高齢化率は 32% 程度となっており、独居高齢者、高齢者夫婦のみの世帯は年々増加をしております。

高齢者は、疾病の重症化や体力の低下により行動範囲や社会活動範囲が狭まり、人や地域とのかわり合いが少なくなる傾向にあります。

特に、独居高齢者にあっては、生活を維持する意欲、能力の低下や孤独死の可能性も高くなります。このような状況の中で、県の高齢者見守り体制構築事業補助金を利用し、独居高齢者への訪問または電話による生活状況や健康状態の把握及び定期的に安否確認を実施するため、過小ではありますが安心サポーターを要請し、高齢者が地域等つながりを保ちつつ、安心して自立した生活を送れるよう支援するような計画を立てております。

見守り調査、訪問につきましては、本年度に実施しました包括支援センターのチェックリストの未回答者及びチェックリストで閉じこもり、うつ、物忘れ等の該当者の独居高齢者約 300 人をモデル的に、保健師、看護師、運動指導者に委託をし、独居高齢者の生活状況や健康状態の把握、定期的な見守り訪問への希望意向の聞き取り調査を行うようにいたしております。

以上でございます。

委託先は、ただいま言いました保健師、看護師、運動指導者に個人委託ということで考えております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1 番 久保田恒憲君） 今の答弁の中にありました安心サポーターの要請にも、この費用

を充てられるということではないんですかね。

議長（市山 繁君） 斉藤保健環境部長。

保健環境部長（斉藤 和秀君） はい、サポーターにつきましては、若い高齢者と言いますか、地域の中の高齢者、元気な高齢者の方をお願いしたいと思っております。それにつきましても、この中で24年度は、試行的にサポーターの要請をいたしまして、養成講座等を設けまして、その中でいろいろな勉強をしていただきまして、対応等の勉強をしていただきまして、今年度には試行的にサポーターの方に、ちょっと訪問もしていただきたいと、来年度は、24年度の試行結果を踏まえまして、本格実施につなげていきたいというふうに考えております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 大体理解できましたが、金額がはっきり言って大した金額ではないわけですね。その中で、先ほど言われました訪問をいろいろ看護師さんとかにさせていただくと、それから安心サポーターのほうも、それなりの要請をしながら、既に派遣をするってなことが言われたんですけど、そのところは、一つしっかりとした勉強会などをして、それこそ人の、極端に言えば命にかかわることなので、経費はありますけど、ぜひ十分な検証と対応をしていただきたいと思っております。

終わります。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号平成24年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第81号の質疑を終わります。

日程第21．認定第1号

議長（市山 繁君） 次に日程第21、認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので質疑においては委員会をお願いいたします。

日程第22．認定第2号～日程第31．認定第11号

議長（市山 繁君） 次に日程第22、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第31、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまでの10件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号平成23年度病院事業会計決算認定についての質疑を行います。
お諮りいたします。

質問の通告が12番、中村出征雄議員よりあっておりますが、皆さん方、既に御存じのように、病気により口頭を持っての質疑が不可能であることから、本人からの代読の申し出により、議会事務局長に代読をさせたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。それでは議会事務局長に代読をいたさせます。桝崎事務局長。

事務局長（桝崎 文雄君） ただいま御承認いただきましたので、12番、中村出征雄議員の質疑の代読をいたしたいと思えます。

平成23年度壱岐市病院事業会計決算認定について、私は長期入院のため市議会を長期欠席し、病院改革の方向性等について詳しく承知しておりません。

市長をはじめ、市議会及び関係者の病院改革の努力に感謝するところであり、一日も早く企業団加入を願うものであります。

そうした観点から、次の3点についてお尋ねします。

まず1点目、平成25年4月からかたばる病院を壱岐市民病院に統合するということでもあります。私も同感ではありますが、かたばる病院は国より移譲された病院であり、国の承認が必要であります。その見通しはどうか、現在の状況についてまずお尋ねをいたします。

2点目、かたばる病院の療養型病床を市民病院4階精神科病棟に移すということですが、病床数は48床だけなのかお尋ねをいたします。

3点目、精神科の再開は現状では常勤医2名の確保は困難、平成27年までに方針を決定することですが、もし医師確保ができた場合は、残りの精神科病床22床の範囲内で再開すると

いうことで理解してよいのかお尋ねをいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 左野病院部長。

病院部長（左野 健治君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

中村議員におかれましては、長らくの入院で療養中のところ、このたび退院されましたこと心からお祝い申し上げます。

議員におかれましては、市民病院の長崎県病院企業団加入について、当初から積極的なお考えをお持ちであったかと存じております。

これまで、病院企業団加入に向けた取り組みについて、簡単に説明させていただきます。昨年の12月議会定例会におきまして、市長行政報告で市民病院の経営形態について、地方独立行政法人化を断念し、長崎県病院企業団に加入したい方針を表明。

本年2月2日に市長が中村県知事と面会し、病院企業団へ加入のお願いをいたしたところでございます。

知事からは、企業団設立の趣旨から加入の門戸は開けているが加入に当たっての諸条件等整理され、構成団体と十分に協議して進めるよう指導を受けたところでございます。

現在、県病院企業団加入について、壱岐市議会、地元医師会の御理解を得て総意をもって正式な要望書の提出をしたいと考えております。なお、市議会からは7月13日に県病院企業団への加入についての早急に取り組みを行うよう要望書をいただいております。

1点目の、かたばる病院の統合の見通しについてでございますが、かたばる病院の統合につきましては、長崎県病院企業団加入にむけた壱岐市の取り組みの一つとして県にも報告している内容でございます。現在、統合に向けた準備作業を進めているところでございます。

病院統合に係る法的な手続きについてでございますが、現在かたばる病院の療養病床の48床を市民病院に機能統合するため、休床中の市民病院の4階の精神病棟に移転する用途変更につきましては、7月9日付で県知事より開設許可事項の一部変更の許可をいただいているところでございます。

また、かたばる病院の施設については、平成16年3月1日に国より壱岐市に移譲を受けており、議員御指摘のとおり譲渡物件を10年間指定用途に供さなければならないという譲渡契約書に基づき、当初の事業計画を変更しようとする場合は、用途指定の解除が必要となります。

協議の内容といたしましては、当初の事業計画については、現有地で10年間、病院を運営することとしておりましたが、契約を1年残した段階で壱岐市民病院とかたばる病院の統合をせざるを得ない状況とあわせて事業計画における「精神障害者地域活動支援センターひまわり」と及び「地域移行型ホームひまわりの家」については、引き続き施設を利用いたしますので、用途指

定の一部解除という形の申請を行うこととしております。現在独立行政法人、国立病院機構との計画変更の事前協議を行っておるといところでございます。いずれにいたしましても、時期につきましては、25年4月1日からの統合を考えております。

次に、2点目の市民病院の4階病床の南側50床部分を48床の療養病床として、改修することで進めております。療養病床の利用率は、現在98%を維持しておりますので、許可病床の48床をそのまま持っていきたいというように思っております。

3点目の精神病床の再開につきましては、平成27年度までには方針を決定する方向にいたしております。議員御指摘のとおり、常勤医師2名しかも精神指定医の資格を有する常勤医師を確保することが、現状では大変困難であります。指定医2名の確保ができれば精神病床を再開したいと考えております。確保ができた場合、御質問でございます。22床の精神病床を再開することが基本となりますが、許可病床としては、50床を確保いたしておりますので、増床は可能でございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。

次に、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで認定第11号の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第69号壱岐市防災会議条例の一部改正についてから、議案第75号武生水C辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山B辺地、東可須辺地（変更）、立石辺地（変更）及び石田辺地（変更）、に係る総合整備計画の策定についてまで、議案第77号平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第81号平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで、認定第2号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成23年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで、22件をお手元に配付の議案付託表とおりそれぞれの所管に委員会付託をします。

お諮りいたします。議案第76号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号については、議長を除く19人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすること決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を予算特別委員に選任すること決定いたしました。

お諮りいたします。認定第1号平成23年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長を除く19人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長を除く19人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く19名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く19名を決算特別委員に選任すること決定いたしました。

ここで、正副委員長を選任の必要がございますので、しばらく休憩をいたします。

そのままお待ちください。

午前10時47分休憩

.....
午前10時48分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。予算特別委員会委員長に15番、久間進議員、副委員長に5番、小金丸益明議員、決算特別委員会委員長に、3番、音嶋正吾議員、副委員長に1番、久保田恒憲議員に決定いたしましたの

で御報告をいたします。

日程第32．陳情第3号

議長（市山 繁君） 次に日程第32、陳情第3号「壱岐市芦辺町瀬戸浦の市道、恵美須～大久保線の幅員拡張工事」に関する陳情についてを議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第3号については、お手元に配付の陳情文書の表のとおり産業建設常任委員会へ付託します。

日程第33．議案第82号

議長（市山 繁君） 次に日程第33、議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤農林水産部長。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 登壇〕

農林水産部長（後藤 満雄君） 議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結につきまして説明をいたします。

議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記といたしまして、1．契約の目的でございますが、八幡浦地区特定漁港整備工事、契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。契約金額でございますが、2億6,511万1,350円であります。契約の相手方、壱岐市郷ノ浦町柳田触142番地、平尾建設株式会社代表取締役平尾健次、提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

少し補足説明をいたします。次のページをお開きを願います。

工事の場所でございますが、芦辺町諸吉本村触地先でございます。工事内容でございますが、防波堤、今年は40メートルを建設いたす予定でございます。

基礎工が35メートル、堤体工が40メートルでございますが、基礎工につきましては捨石を

投入をいたして35メートルをつくる予定でございます。堤体工につきましては、ケーソンを2函製作をいたす予定でございます。

工期につきましては、契約の日から平成25年3月25日の予定でございます。

入札の状況並びに予定価格につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開きを願います。皆様御承知のように、これまで300メートルの計画で防波堤を建設をいたしてきておりましたが、赤色でお示しをいたしておりますところが、今回平成24年度で工事をいたす予定でございます。一応、完成にはなりません、300メートルのうち280メートルまで着手いたす予定といたしております。

以上、議案第82号の説明をいたしました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので質疑を終わります。

ただいま議題となっております案第82号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の締結については、産業建設常任委員会へ付託をします。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月19日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分散会